

消費者物価指数（品目別）の対前年上昇率の推移(広島市) 令和5年10月～令和6年6月

(単位：%)

年・月	令和5年			令和6年						各月の前年同月比 を単純平均したもの
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
品目										
穀類	6.8	7.1	7.2	8.9	7.6	6.3	7.2	8.2	8.0	7.48
魚介類	8.8	5.0	4.1	2.5	0.1	-2.0	-0.7	-2.4	-0.9	1.61
肉類	7.6	8.4	5.9	3.7	2.9	1.2	-0.6	0.5	2.6	3.58
乳卵類	21.4	17.3	15.0	11.9	8.8	7.3	3.9	3.0	3.0	10.18
野菜・海藻	9.6	10.4	12.4	10.0	4.8	5.2	9.3	11.4	10.4	9.28
果物	12.0	16.6	9.3	9.5	5.6	10.1	11.0	9.1	8.6	10.20
菓子類	11.6	10.3	8.8	10.0	8.9	9.5	5.8	5.4	5.2	8.39
調理食品	8.3	8.0	6.0	6.5	6.1	4.7	3.1	3.4	2.2	5.37
飲料	6.7	4.2	4.7	4.6	4.7	4.0	3.9	4.0	3.0	4.42
家具・家事用品	9.3	7.1	8.0	9.2	5.9	4.2	6.9	6.5	4.8	6.88
保健医療	1.3	1.1	0.9	0.7	0.4	0.6	0.2	0.0	1.1	0.70
交通・通信	2.4	2.3	2.2	2.4	2.0	1.6	2.2	1.9	2.0	2.11
									品目平均	5.85

(注) 指数は、前年同月比 (%)

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

1. サプライチェーン全体の成長を目指して、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を！

発注者

受注者

- 価格転嫁の難しい労務費に関する「**発注者、受注者それぞれが採るべき行動**」の指針を、内閣官房・公正取引委員会が昨年11月に策定・公表。
- 受注者が価格交渉し易いよう、労務費、原材料費、エネルギーコストを分けて交渉するための**価格交渉の様式**も例示。

詳細についてはこちら→



【発注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① 転嫁を受け入れる取引方針を、**経営トップ**まで上げて決定。その方針を社内外に示す。
- ② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場**を設ける。受注者から協議の求めがあればこれに応じる。
- ③ **公表資料**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額・上昇率など）**に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重**。

【受注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① **価格転嫁サポート窓口**や下請かけこみ寺、商工会・商工会議所等の窓口相談するなど、積極的に情報収集して交渉する。その際に、「**価格交渉様式例**」も活用する。
- ② 根拠資料として、最低賃金上昇率などの**公表資料**を用いる。

2. 価格交渉をする前の準備は、「価格交渉ハンドブック」を使ってください

受注者

- 事業者が価格交渉の前に準備しておくことや実際に交渉を開始する際の提案方法等をまとめています。
- 交渉に活用頂くことができるヒントを提供しています。

詳細についてはこちら→



3. サプライチェーン全体で付加価値向上に取り組むなら「パートナーシップ構築宣言」を！

発注者

- 事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上**、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で宣言**するもの。
- 新たな連携及び取引適正化の重点 5 課題について、宣言。

詳細についてはこちら→



4. 賃上げに取り組む経営者の皆様は、「賃上げ促進税制」が利用できます

大企業

中小企業

- 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から**税額控除**できます。
- 中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年繰越しが可能**になりました。

詳細についてはこちら→
大企業及び中堅企業向け



詳細についてはこちら→
中小企業向け



5. 人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様は、「中小企業省力化投資補助事業」の活用を！

中小企業

- 中小企業者等が補助対象製品の**リスト(カタログ)に登録された製品から選んで、省力化のための設備投資**を行い、労働生産性年平均成長率3%向上を目指す事業を支援しています。
- 給与支給総額年率6%・事業所内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むことにより、補助上限額の引き上げを適用することもできます。

詳細についてはこちら→

